

# とうしゅん後見支援預金

後見支援信託と同等の機能を備え、手続きが簡便な「後見支援預金」の取扱いを、2019年10月1日より開始いたします。

2019年10月1日現在

◆ご利用いただける方	後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「契約締結の指示書」の交付を受けた方
◆預金の種類	普通預金（決済性預金を除きます）
◆適用金利	店頭表示の利率を適用します。
◆お取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべてのお取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取扱いとなります。</li> <li>口座開設店の窓口でのみお取扱いいたします。</li> <li>ATMによる入出金およびキャッシュカードの発行はできません。</li> <li>公共料金等の自動支払いおよび給与・年金等の受取りにはできません。</li> <li>インターネットバンキングのご契約はできません。</li> <li>マル優のお取扱はできません。</li> </ul>
◆口座開設手数料	10,000円（税別） ※成年被後見人の方が、当庫で年金をお受取りの場合は、5,000円（税別）となります。
◆口座管理手数料	2年目以降、年間3,000円（税別）
◆新規口座開設時に必要な書類等	①家庭裁判所発行の「契約締結の指示書」（原本） ②初回預入金（上記指示書に記載の金額） ③被後見人および後見人のご本人確認書類 ④登記事項証明書（後見登記にかかるもの：原本） ⑤後見人の実印及び印鑑証明書 ※お取引に実印以外のご印鑑を使用される場合は、そのご印鑑もお持ちください。 すでに当金庫に後見人のお届をいただいているお客さまは、①②③と後見人の実印または使用印でお手続きが可能です。
◆その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。</li> <li>平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>

後見支援預金イメージ図



※口座開設後のお取引の際は、「指示書」「通帳」「お届のご印鑑」「後見人様のご本人確認書類」を必ずご持参ください。

# 「後見支援預金」口座開設の流れ

後見開始又は未成年後見人の選任の申し立て



申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出



家庭裁判所による利用適否の検討



家庭裁判所が、後見人が後見支援預金の利用が  
適していると判断した場合

預入する金額、定期送金の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

※後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所が再検討します。



後見支援預金口座の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、「指示書」が後見人に発行されるので、「指示書」を持参して東春信用金庫で口座作成手続きをしてください。



口座作成後、家庭裁判所に作成報告

口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。